

差出人: 安野明彦（名古屋地裁民事訟廷）  
送信日時: 2018年2月16日金曜日 13:39  
宛先: 土本 崇裕 ;  
件名: 雑誌社等への判決写しの提供方法の見直しについて  
添付ファイル: 02【確定版】送付書（出版社等への判決写し送付用）.docx  
重要度: 高

遠藤係長 様  
土本 様

#### 雑誌社等への判決書写しの提供方法に係る見直しについて

##### 1 運用の見直し

判決書写しの提供が可となった場合、便宜供与の一環として、担当部において、判決書写しを作成の上、

民事訟廷から雑誌社等に直接送付する扱いとする。

ただし、送料は雑誌社等の負担とする点に変更はない。

平成30年2月19日以降の新規依頼から順次適用する。

##### 2 送付書について

全件、送付書を作成する扱いとする（※当該送付書には仮名処理を求める範囲及び第三者への交付に係る

留意事項を明記する。別添の記載例を参照。）。

※ 送付書の発出名義は、「民事訟廷」又は「刑事訟廷」と統一する。

※ 裁判所が求める上記留意事項については、雑誌社等において遵守する旨誓約されることが望ましいことか

ら、雑誌社等が提出する依頼書に同様の文言を明記してもらうことが相当である。

##### 3 送料について

原則として、レターパック（510円又は360円）を同封してもらう扱いとする。

なお、同封されたレターパックの受領及び使用状況を明確にするため、依頼書（原本）余白に「●月●日レ

ターパックプラス（又はライト）1通受領」、「●月●日発送済」等と付記し、担当者が押印する。

※ レターパックについては、受入後、各担当部署の管理者（※訟廷管理官等の管理職員又は庶務係長）にお

いて、施錠可能な保管庫等で適正に管理する。

※ レターパックプラス（510円）は、封さえ閉まれば厚さ自体の制限はなく（重さは4キロまで）、受取方

法が配達員による対面配達（署名捺印が必要）であるのに対し、レターパックライト（360円）は、厚さ3

センチまで（重さは4キロまで）、対面配達ではないという点に違いがあるが、いずれも追跡サービス、休日

配達可であり、事故補償がないという点では共通している。判決写しを送付するという点を踏まえると、基

本的には、厚さ制限がなく、かつ、確実に手渡しがなされる「プラス」の方が望ましい。

oo oo

名古屋地方裁判所

民事訟廷管理官 安野明彦

內線

D1

88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88

平成30年〇月〇日

〇〇株式会社 御中

名古屋高等（地方）裁判所民事（刑事）訟廷

Tel：052-〇〇〇-〇〇〇〇（ダイヤルイン）

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、〇月〇日付け書面により依頼のあった裁判書の写し〇通を別添のとおり送付しますので御査収ください。

なお、裁判書写しの取扱い及び雑誌等への掲載に当たっては、以下の点に留意いただきますようよろしくお願ひします。

- 1 裁判書写しは、雑誌編集に必要な場合を除き、第三者に交付しないこと。
- 2 雜誌等に掲載する場合には、当事者を含む個人の氏名（，法人その他の団体名）及び地名（市，郡，東京都の特別区より小さい行政区画，地番等）を全て仮名処理すること（既に一部マスキングされている裁判書写しであっても、当該マスキング部分以外に個人の氏名等が記載されている場合があることに留意する。）。

敬 具

処理票（令和元年6月25日）

所長  
⑤

民事上席裁判官  
③

民事3部部総括

民事4部部総括  
①

民事首席書記官

民事次席書記官

民事訟廷管理官

民事訟廷庶務係長  
②

事務局長

事務局次長

総務課長

総務課課長補佐  
④

後で行う  
起案：民事3部、民事4部主任書記官  
次回も引き継ぎます

出版社等に対する便宜供与（判決写しの貸与）について

【問い合わせ】

標記の便宜供与に関し、民事3部及び民事4部における取扱いについては、別紙のとおりとしてよろしいでしょうか。

【説明】

民事3部（交通集中部）及び民事4部（医療集中部）においては、従前から専門誌の出版社等への便宜供与として、定期的に判決写しの貸与を行っており、貸与手続についても、各部限りの対応かつ簡便な方法によっています。

当該便宜供与は慣習化しているところですが、その取扱いについては、各部の主任書記官が事実上引き継いでいるにすぎないため、各部における貸与の取扱いを明確に書面でルール化するとともに、文書として保存しておく必要があると考えます。

そこで、引き続き当該便宜供与を行うことを前提に、別紙のとおり判決写しの貸与手続について整理しましたので、庁として認識を共有しておきたいと思料します。

(別紙)

### 判決写しの貸与手続について

- 1 以下の出版社等から判決写し貸与の申出があった場合、民事3部及び民事4部（以下、「各部」という。）の主任書記官は、該当する事件を抽出した上で、管理表（別紙様式）を使用して当該判決写しの貸与手続を行う。

なお、貸与する出版社等は以下のとおりであり、また、判決写しは、民事3部においては交通事件に、民事4部においては医療合議事件に限る。

#### 【民事3部】



#### 【民事4部】



- 2 各部の主任書記官は、毎年4月末及び10月末現在の貸与結果について、民事首席書記官に対し、速やかに管理表を供覧して報告する。

(別紙様式)

処理票（令和元年9月24日）

所長

民事上席裁判官

民事上席  
裁判官

民事上席  
裁判官

民事3部部総括

民事3部  
部長

民事首席書記官

民事首席  
書記官

民事次席書記官

民事次席  
書記官

民事訟廷管理官

民事訟廷  
管理官

民事訟廷庶務係長

民事訟廷  
庶務係長

事務局長

事務局長

事務局次長

事務局次長

総務課長

総務課長

総務課課長補佐

総務課課長  
補佐

起案：民事3部主任書記官

民事3部  
主任書記官

出版社等に対する便宜供与（判決写しの貸与）について（追加）

【問い合わせ】

標記の便宜供与に関し、民事3部における取扱いについては、別紙のとおりとしてよろしいでしょうか。

【説明】

民事3部（交通集中部）においては、従前から専門誌の出版社等への便宜供与として、定期的に判決写しの貸与を行っており、貸与手続についても、各部限りの対応かつ簡単な方法によっています。

当該便宜供与については、参考資料のとおり、本年6月に決裁をいただいたところですが、この際、貸与する出版社等のうち、[REDACTED]の記載が漏れていたため、この部分につき再度決裁をいただくものです。  
※ 従前から貸与している取扱いについては、[REDACTED]と同様です。

(別紙)

### 判決写しの貸与手続について

- 1 以下の出版社等から判決写し貸与の申出があった場合、民事3部の主任書記官は、該当する事件を抽出した上で、管理表（別紙様式）を使用して当該判決写しの貸与手続を行う。

なお、貸与する出版社等は以下のとおりであり、また、判決写しは、交通事件に限る。

【民事3部】

↑ 今日届いた出版社

- 2 各部の主任書記官は、毎年4月末及び10月末現在の貸与結果について、民事首席書記官に対し、速やかに別紙管理表を供覧して報告する。

(別紙様式)